

令和7年度(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用を補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象となる施設等は、令和7年（2025年）3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。なお、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

- (1) 次の表の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

基準額	対象経費
ア 病院・有床診療所（※） 許可病床数×4万円 ※許可病床数が4床以下の有床診療所 にあつては1施設×18万円	以下の取組のいずれか（複数可）に必要な経費 ア ICT機器等（※）の導入による業務効率化
イ 無床診療所 1施設×18万円	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 ※既に他の補助金が充てられているものを除く
ウ 訪問看護ステーション 1施設×18万円	イ タスクシフト／シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

	ウ 給付金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用し ている職員の賃金改善
--	----------------------------------------------------

(交付の申請、請求)

第5条 この補助金の交付申請は、様式第1号に様式第2号を添えて、別途通知する日までに別途通知する方法により知事に提出して行うものとする。

2 規則第16条に規定する補助金の請求は、前項に定める様式第1号及び様式第2号の申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定により様式第3号によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を返還しなければならない。

(8) この補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に依らなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告、補助金の額の確定）

第9条 この補助金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定により様式第5号により補助事業者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第11条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第12条 知事は、補助金の交付を受けた後に、補助事業者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 補助金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)6月11日から施行する。

熊本県知事 様

管理番号：

保険医療機関名：

令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金申請書兼実績報告書

令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金について、熊本県補助金等交付規則及び令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要項の規定により次のとおり申請及び報告します。

【申請額（事業実績額）】

病床数	×	補助額	申請額（事業実績額）
		40,000円	0円

【対象施設であることの申出】

- 令和7年（2025年）3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
導入設備		
	合計	0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

②に要する申請額	
----------	--

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	
----------	--

①+②+③	0円
-------	----

数値チェック

○

【誓約事項】 誓約事項のすべての項目にチェックマークがついた場合にのみ補助金を交付します。

- 本事業に関する書類を整理し、令和13年（2031年）3月31日まで保管します。
- 申請内容について、重複する他の補助金等の交付を受けていません。
- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けません。

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

熊本県知事 様

管理番号：

保険医療機関名：

令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金申請書兼実績報告書

令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金について、熊本県補助金等交付規則及び令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要項の規定により次のとおり申請及び報告します。

【申請額（事業実績額）】

申請額（事業実績額）

【対象施設であることの申出】

- 令和7年（2025年）3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
導入設備		
合計		0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

②に要する申請額	0円
----------	----

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	
----------	--

①+②+③	0円
-------	----

数値チェック

○

【誓約事項】 誓約事項のすべての項目にチェックマークがついた場合にのみ補助金を交付します。

- 本事業に関する書類を整理し、令和13年（2031年）3月31日まで保管します。
- 申請内容について、重複する他の補助金等の交付を受けていません。
- 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けません。

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>

支給申請書兼口座振込依頼書

熊本県知事 様

令和7年度(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び令和7年度(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要項第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

1. 申請者の情報

Table with columns for application date, residence, and applicant details.

2. 支給申請額

Table for production improvement subsidy application amount.

※ 上記支給申請額に消費税及び地方消費税に相当する金額を

- 含んでいません。(仕入控除額の報告は不要です。)
含んでいるため、下記について誓約し、報告を行います。

Table with tax reporting instructions.

3. 振込口座

Table for bank transfer account information.

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 交付申請に関する誓約事項

Table with commitment terms for delivery application.

様式第3号（第6条、第9条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

令和7年度(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

また、同規則第14条により、補助金の額を金 円に確定しましたので通知します。

記

交付の条件

令和7年度(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要項第7条に定めるとおりとする。

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定兼交付確定を受けた令和7年度
(2025年度)熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金について、交付
決定通知書兼交付確定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告す
る。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17
9号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第 号
年 月 日

（交付決定者名） 様

熊本県知事

令和7年度（2025年度）熊本県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました標記補助金については、熊本県補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり交付を取り消しましたので、同条第4項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |